議員提出議案一覧表(意見書)

議員提出議案第14号

最低賃金法の改正と中小企業支援策の拡充を求める意見書(否決)

コロナ禍に続き、異常な円安やウクライナ危機などによる深刻な物価高騰が市民生活を襲い、特に 最低賃金水準で働くパート・アルバイト・派遣などの非正規労働者などに死活的な影響を与えている。 また、価格転嫁ができない中小零細企業者の経営にも大きな打撃を与えている。

日本の最低賃金は都道府県ごとに4つのランクに分けられ、東北・中四国・九州は全国平均と比べても特に水準が低い状況である。2022年の地域別最低賃金改定では、最高の東京都では時給1072円となった一方で、青森県を含む最低額は時給853円となっており、同じ仕事で働いても約220円もの格差があり、若い労働者の都市部への流出が地域の労働力不足を招き、地域経済の疲弊につながっている。

また、青森県の時給853円という水準は、毎日8時間働いても年収165万円程度であり、最低賃金法第9条第3項の労働者が健康で文化的な生活を確保することはできない。自治体の税収が減収し、行政運営にも影響が出ている。全国労働組合総連合の調査では、健康で文化的な生活をする上で必要な最低生計費に地域による大きな格差は認められず、若者1人が自立して生活する上で必要な最低生計費は全国どこでも税込み月22万円から24万円の収入が必要との結果である。

世界各国の制度と比較すると、日本の最低賃金はOECD諸国で最低水準であり、ほとんどの国で 地域別ではなく、全国一律制を取っている。そして、政府として大胆な財政出動を行い、公正取引ルー ルを整備するなど、具体的な中小企業支援策を確実に実施し、最低賃金の引上げを支えている。日本で も、中小企業への具体的で十分な使いやすい支援策を拡充する必要がある。

地方の人口流出に歯止めがかからない上に、コロナ禍に加えて、深刻な物価高騰が続く中、不安な く生活が営めるように、政府において、最低賃金法の見直しを含め、下記の事項を講じるよう強く求め る。

記

- 1 物価高騰でも不安なく生活を営めるように最低賃金を大幅に引き上げること。
- 2 最低賃金法を全国一律最低賃金制度に改正すること。
- 3 最低賃金の引上げを円滑に図るために、中小企業への支援策を最大限拡充すること。 以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

令和5年7月25日

議員提出議案第15号

保育士の配置基準の見直しと処遇改善を求める意見書(否決)

子どもの健やかな成長を支えるための質の高い保育が求められている中、保育施設内での事故が相次いで発生している。

令和4年7月7日に内閣府が公表した令和3年教育・保育施設等における事故報告集計によると、教育・保育施設等で発生した死亡事故、治療に要する期間が30日以上の負傷や疾病を伴う重篤な事故等で、令和3年1月1日から同年12月31日の期間内に国に報告があった件数は認定こども園・幼稚園・保育所等で1872件、前年度比286件増となった。

園児を取り巻く事故は、連日報道されているが、事故が起きる背景には、保育士が過酷な労働環境に置かれており、保育士の目が行き届かないという実態が保育士自身から上がり続けている。特に、保育所等の4・5歳児の配置基準である保育士1人当たり子ども30人は、戦後70年以上、一度も見直されておらず、主要国の中でも極めて低い水準のままとなっている。

今般、政府は異次元の少子化対策の下、令和5年3月31日に、たたき台を公表し、保育士の75年ぶりの配置基準改善と明記した。しかし、その中身はこども政策担当相が令和5年4月11日の記者会見で、保育士の配置基準そのものの見直しは保育現場に混乱が生じる可能性があると発言し、基準改定そのものは否定している。

市内の保育士からは、異次元というなら、配置基準そのものを改定してほしいという声や、1歳児や4・5歳児だけでなく、ゼロ歳児の基準も見直してほしいという声が上がっている。保育士の実態は、配置基準が実態と見合っておらず、トイレに行くこともままならないという状況である。

よって、政府においては、保育の質を確保するために、下記の事項を講じるよう強く求める。

記

- 1 保育士の配置基準について見直しを行うこと。
- 2 保育士の賃金水準の引上げなどのさらなる処遇改善を行うこと。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

令和5年7月25日

議員提出議案第16号

マイナンバーカードと被保険者証の一体化の中止を求める意見書(否決)

政府は、現行の健康保険証を 2024 年秋に廃止し、マイナンバーカードを健康保険証として利用できるようにするための行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律等の一部を改正する法律案を国会に提出し、令和5年6月2日に成立した。

政府は、これまでの議論の中でも、マイナンバーカードの取得については、番号法第 17 条第 1 項等で本人の申請により交付するとされているため、取得については任意であると示してきた。しかし、国民皆保険制度の下、今般の改正により、被保険者証が廃止され、マイナンバーカードと一体化することになると、マイナンバーカードの取得が事実上の義務化となる。

現在、マイナンバーカードをめぐって、コンビニでの住民票誤交付や公金受け取り口座とのひもづけの誤登録など、個人情報流出につながる重大な欠陥が次々と明らかとなり、健康保険証と一体化したマイナンバーカードに別人の情報が登録されるミスだけでも約 7300 件に上ることが明らかとなっており、中には、別人の投薬情報が誤って登録されていたなど、国民の命にも関わる重大な問題も含まれている。マイナンバーカードの普及・促進は一度立ち止まり、トラブルの事実関係の解明を最優先するべきである。

マイナンバーカードのトラブルが相次いで報道される中、一体化に対する不安の声や反対の声が国民の中で広がり続けている。全国の開業医の約6割が参加している全国保険医団体連合会は令和5年5月18日に計約67万人分の反対署名を集めたと明らかにした。また、読売新聞が令和5年6月23日から25日まで実施した全国世論調査では、マイナカードのトラブルについて、政府は適切に対応していると思う人は24%で、思わない人は67%と多数を占め、健康保険証とマイナンバーカードの一体化については反対が55%と、賛成の37%を上回っている。

そもそも、被保険者証の廃止は、これまで国民健康保険証は即日発行されていたものが、マイナンバーカードへの登録作業が数日にわたることにより、無保険状態になることや、これまでは申請しなくても、被保険者に対して、行政から送付されていた被保険者証について、マイナンバーカードの健康保険証利用を希望しない人に発行する資格証明書は申請しなければ交付されず、誤って申請を失念した場合には無保険状態に陥るおそれがあるなど、命に関わる欠陥が指摘され続けている。

以上を踏まえ、トラブルが相次ぎ、国民の不安が大きくなっている中で、マイナンバーカードと被 保険者証の一体化については中止するよう強く求める。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

令和5年7月25日

議員提出議案第17号

生物多様性の保全・ネイチャーポジティブの対策の強化を求める意見書(可決)

地球上には無数の生態系が存在し、地球上の様々な環境を安定させる基盤となっており、我々の生活は 生物多様性・自然資本なしに成り立たない。しかしながら、近年、人類史上これまでにない速度で生物多様 性が失われているが、生物多様性の損失はイメージがしづらく、その危機意識が広く共有されているとは 言えない。

このような状況を受けて、1993 年に生物多様性条約が発効し、昨年 12 月には、同条約の第 15 回目の締約国会議である C O P 15 が開催され、2030 年までに生物多様性を回復軌道に乗せるネイチャーポジティブという新たな世界目標が採択された。今こそ、私たちの経済社会活動の基盤となっている生物多様性を持続可能なものにしていくために、2030 年までに生物多様性の損失を食い止め、回復軌道に乗せるネイチャーポジティブの実現が不可欠である。

我が国でも、この新目標に対応した生物多様性国家戦略を策定し、全省庁が協力して国際社会をリードするネイチャーポジティブの実現に向けた取組を進めようとしているが、その主体は地域であり、地方自治体であると考える。

よって、政府においては、2030年までに生物多様性の損失を食い止め、回復軌道に乗せるネイチャーポジティブの実現に向け、地方自治体や地域のNPO等への支援の強化として、下記の事項に取り組むことを求める。

記

- 1 気候変動の影響と生物多様性の損失は密接に関連しており、その両方に対して投資を進めていくことが重要であり、脱炭素関連の予算が増額される一方で、生物多様性関連の予算についても必要な額を確保し、生物多様性に対する社会全体の認識を高めていくこと。
- 2 2030年までに陸と海の30%以上を保全する30by30の実現に向けて、国立公園・国定公園等の保護地域の拡張や、事業者などの民間が保有している生物多様性保全に貢献する区域であるOECMの認定を推進するなど、地域との連携の下、取組を加速化すること。
- 3 全ての子どもたちが自然に触れ合う機会を創出するため、環境教育や自然保護を推進する地域の人材育成を支援すること。また、NGO等とも連携し、学校や園庭の敷地内に設けられた生き物の暮らしを支える場所である学校・園庭ビオトープの普及を促進すること。
- 4 廃棄物や汚染を削減し、製品と資源の循環利用を促すサーキュラーエコノミーは、脱炭素や生物多様性と並ぶ環境政策の3本柱の一つであり、これらは互いに親和性が高いと認識していることから、地

域におけるサーキュラーエコノミー分野におけるバイオマスの持続可能性、製品のライフサイクル全般での環境負荷低減等の取組を支援すること。

以上、地方自治法第99条により意見書を提出する。

令和5年7月25日

議員提出議案第18号

特別支援学校・学級等への教員等の適切な配置を求める意見書(可決)

文部科学省の学校基本調査によると、特別支援教育を受ける児童・生徒は年々増加しており、10年間で、特別支援学校については、学校数が約11%増加、児童・生徒数は約14.3%増加、特別支援学級は約1.6倍に増え、児童・生徒数は約2.1倍に増加している。また、通級による指導を受けている児童・生徒数は約2.6倍に増え、教育現場では新たな特別支援教育の体制整備が必要になっている。

このような状況に適切に対処するためには、特別支援学校・学級への専門的な知識や経験を持った教員等の増員が必要不可欠である。また、今日、共生社会の形成に向けて、障害者の権利に関する条約に基づき、子どもたちの多様性を尊重するインクルーシブ教育システムの構築が求められており、そのためにも我が国の特別支援教育のさらなる拡充が必要である。

よって、政府においては、医療的ケアを含めた特別支援教育が必要な子どもの増加や、様々な障害のある児童・生徒に的確に対応した教育を実現するために、特別支援学校・学級等への教員等の適切な配置に向けて、下記の事項について、財政措置を含めた特段の措置を講じることを求める。

記

- 1 障害のある児童・生徒に対し、食事、排せつ、教室移動の補助等、学校における日常生活動作の介助を行ったり、発達障害の児童・生徒に対し、学習活動上のサポート等を行う特別支援教育支援員の適切な配置への支援をすること。
- 2 保護者や関係機関に対する学校の窓口として、また、学校内の関係者や福祉・医療等の関係機関との 連絡調整の役割を担い、子どもたちのニーズに合わせた支援をサポートする特別支援教育コーディ ネーターの適切な配置への支援をすること。
- 3 医療的ケアが必要な子どもや障害のある子どもへの支援を的確に実施するために、看護師、言語聴覚士、作業療法士、理学療法士等の専門家の必要に応じた適切な配置への支援をすること。
- 4 各学校でインクルーシブ教育を一体的に進めるために、担当の教員だけでなく、学校長等に対する 指導や研修等を実施し、校内全体での取組を促進するために、特別支援学校のセンター的機能の強化 への支援をすること。
- 5 GIGAスクール構想により整備された1人1台の端末を特別支援学級や特別支援学校において、 授業はもとより、個々の特性や教育的ニーズに応じた支援ツールとして有効に活用するための特別支 援教育デジタル支援員(仮称)の配置への支援をすること。
- 6 特別支援学校教員の特別支援学校教諭等免許状の取得率は87.2%となっており、特別支援学校における教育の質の向上の観点から、教職員への取得支援の強化や、大学等における特別支援教育に関する科目の修得促進等、教職員に対する特別支援学校教諭免許状の取得への支援をすること。あわせて、特別免許状についても強力に推進すること。

以上、地方自治法第99条により意見書を提出する。

令和5年7月25日

議員提出議案第19号

薬剤耐性菌感染症の蔓延防止への取組体制の強化を求める意見書(可決)

抗生物質などの現行の抗菌薬が効かなくなる薬剤耐性(AMR)を持つ細菌の発生により、医療機関において、患者への適切な治療や手術時の感染予防などが困難となるサイレントパンデミックが世界的に発生している。

この薬剤耐性菌の影響について、英政府支援の下で進められたAMRに関する影響評価では、2050 年には年間 1000 万人以上の死亡者数が予測されている中で、できる限り早い段階での薬剤耐性菌による感染症の蔓延を防止する体制を整えることが必要である。

ここで、最も重要な新規抗菌薬については、難易度が非常に高く、多額の開発費用を要するだけでなく、 将来的な感染動向の予測もできない上、抗菌薬の特性から投与期間が短いことなど、開発投資の回収を見 通せないことから、その開発から撤退する企業が相次いでいる。

このような背景の下、AMRに効果がある新規抗菌薬の開発を支援する動きが各国で活発になっており、G7首脳会議や保健財務大臣会合で市場インセンティブが具体的に検討されている中で、我が国においても、抗菌薬確保支援事業により、その検討を開始した。

そこで、この際に、地域社会の危機管理と安全保障の視点から、薬剤耐性対策を国家戦略として、その 感染予防・管理、研究開発・創薬、国際協力等を着実に推進するなど、薬剤耐性菌感染症の蔓延防止への取 組体制の強化を求める。

以上、地方自治法第99条により意見書を提出する。

令和5年7月25日